

# A1地区

(自治会名)  
(通称名)

下村町・下村すみれ町・上川町高田・高田団地  
南徳和・上川町・通り上川町・上川町新田  
上川住宅・パークタウン・下村沖横・櫛田苑・新櫛田組・櫛田町槻本・櫛田町  
山添町・安楽町・山下町・伊賀町・豊原町・豊原町みどり苑・清水町・菅生町  
早馬瀬町・目田町・横地町・法田町・伊勢場町・稲木町・高木町

# 令和8年度 ごみ収集カレンダー

松阪市本庁管内

●ごみは分別して収集日の当日午前8時までに出してください。  
ごみの収集に関すること 松阪市リサイクルセンター ☎53-4470  
資源物に関すること 松阪市リサイクルセンター ☎53-4417  
ごみの持ち込みに関すること 松阪市クリーンセンター ☎36-0975  
埋立物は必ず事前問合せください 松阪市一般廃棄物最終処分場 ☎28-7710

可燃 もやし類・紙類・プラスチック容器・袋  
不燃 もえないごみ・危険ごみ  
プラスチック容器・袋  
ビン 空ビン  
資源 充電式小型家電、新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、古着類  
充電式 牛乳パック、白色トレイ、ペットボトル、飲食用アルミ缶、蛍光管

※松阪市クリーンセンターでは、月曜日及び水曜日の祝日、★印の第3日曜日(12月は第2日曜日)もごみの持ち込み受付業務を行います。  
ただし、★印の第3日曜日(12月は第2日曜日)については、ごみの収集業務は行いません。

令和8年

## 4月

日	月	火	水	木	金	土
			1 不燃	2 可燃	3 ビン	4
5	6 可燃	7 プラ容	8	9 可燃	10	11
12	13 可燃	14 プラ容	15 不燃	16 可燃	17 資源充電式	18
19 ★	20 可燃	21 プラ容	22	23 可燃	24	25
26	27 可燃	28 プラ容	29 不燃	30 可燃		

## 5月

日	月	火	水	木	金	土
					1 ビン	2
3	4 可燃	5	6	7 可燃	8	9
10	11 可燃	12 プラ容	13 不燃	14 可燃	15	16
17 ★	18 可燃	19 プラ容	20	21 可燃	22 資源充電式	23
24	25 可燃	26 プラ容	27 不燃	28 可燃	29	30
31						

## 6月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2 プラ容	3	4 可燃	5 ビン	6
7	8 可燃	9 プラ容	10 不燃	11 可燃	12	13
14	15 可燃	16 プラ容	17	18 可燃	19 資源充電式	20
21 ★	22 可燃	23 プラ容	24 不燃	25 可燃	26	27
28	29 可燃	30 プラ容				

## 7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 可燃	3 ビン	4
5	6 可燃	7 プラ容	8 不燃	9 可燃	10	11
12	13 可燃	14 プラ容	15	16 可燃	17 資源充電式	18
19 ★	20 可燃	21 プラ容	22 不燃	23 可燃	24	25
26	27 可燃	28 プラ容	29	30 可燃	31	

## 8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 可燃	4 プラ容	5 不燃	6 可燃	7 ビン	8
9	10 可燃	11	12	13 可燃	14	15
16 ★	17 可燃	18 プラ容	19 不燃	20 可燃	21 資源充電式	22
23	24 可燃	25 プラ容	26	27 可燃	28	29
30	31 可燃					

## 9月

日	月	火	水	木	金	土
		1 プラ容	2 不燃	3 可燃	4 ビン	5
6	7 可燃	8 プラ容	9	10 可燃	11	12
13	14 可燃	15 プラ容	16 不燃	17 可燃	18 資源充電式	19
20 ★	21 可燃	22	23	24 可燃	25	26
27	28 可燃	29 プラ容	30 不燃			

## 10月

日	月	火	水	木	金	土
				1 可燃	2 ビン	3
4	5 可燃	6 プラ容	7	8 可燃	9	10
11	12 可燃	13 プラ容	14 不燃	15 可燃	16 資源充電式	17
18 ★	19 可燃	20 プラ容	21	22 可燃	23	24
25	26 可燃	27 プラ容	28 不燃	29 可燃	30	31

## 11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃	3	4	5 可燃	6 ビン	7
8	9 可燃	10 プラ容	11 不燃	12 可燃	13	14
15 ★	16 可燃	17 プラ容	18	19 可燃	20 資源充電式	21
22	23 可燃	24 プラ容	25 不燃	26 可燃	27	28
29	30 可燃					

## 12月

日	月	火	水	木	金	土
		1 プラ容	2	3 可燃	4 ビン	5
6	7 可燃	8 プラ容	9 不燃	10 可燃	11	12
13 ★	14 可燃	15 プラ容	16	17 可燃	18 資源充電式	19
20	21 可燃	22 プラ容	23 不燃	24 可燃	25	26
27	28 可燃	29	30 可燃	31		

令和9年

## 1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 可燃	5 プラ容	6	7 可燃	8 ビン	9
10	11 可燃	12 プラ容	13 不燃	14 可燃	15	16
17 ★	18 可燃	19 プラ容	20	21 可燃	22 資源充電式	23
24	25 可燃	26 プラ容	27 不燃	28 可燃	29	30
31						

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2 プラ容	3	4 可燃	5 ビン	6
7	8 可燃	9 プラ容	10 不燃	11 可燃	12	13
14	15 可燃	16 プラ容	17	18 可燃	19 資源充電式	20
21 ★	22 可燃	23	24 不燃	25 可燃	26	27
28						

## 3月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2 プラ容	3	4 可燃	5 ビン	6
7	8 可燃	9 プラ容	10 不燃	11 可燃	12	13
14	15 可燃	16 プラ容	17	18 可燃	19 資源充電式	20
21 ★	22 可燃	23 プラ容	24 不燃	25 可燃	26	27
28	29 可燃	30 プラ容	31			

○事業にともなう一般廃棄物は、松阪市が許可している業者に依頼するか、または自己搬入してください。○産業廃棄物は、松阪市では受入・処理できません。令和8年3月発行

※藍の縞模様は、伝統工芸品の「松阪木綿」柄です。